最終更新日：2015年12月1日

日本トランスシティ株式会社
代表取締役社長　小川　謙
問合せ先：総務部 TEL:059-336-5018
証券コード：9310
http://www.trancy.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

(1)　当社は、創業以来「事業を通じて社会に貢献する」を使命とし、株主、顧客・取引先、従業員、社会等のすべてのステークホルダーの信頼と期待に応えるとともに、経営の効率化・透明性を高め、企業価値の向上と持続的な成長を実現するため、コーポレートガバナンスの充実と強化を行います。

(2)当社は、監査役会設置会社を選択し、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況等の監査を実施いたします。また、経営の透明性、的確性を確保するため、取締役会の任意の機関として、取締役候補者の指名ならびに取締役の報酬に関する事項について検討する指名・報酬委員会を設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
　当社の株主構成に占める外国人株主比率はそれほど高くなく、議決権の行使も行っていただいており、議決権の電子行使および招集通知の英訳については、今年度は実施しておりません。

【補充原則4－11－3】
　当社は、取締役会全体の実効性について、取締役会において分析・評価を行い、その結果の概要を開示すること検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
＜政策保有株式に関する方針＞
　当社は、安定した企業運営を図り、持続的発展をするために、業界関係・取引関係の開拓・維持・強化が不可欠と考えており、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に政策保有株式として関係先等の株式を保有する方針としております。また、取締役会では、主要な政策保有株式について、その保有の目的、合理性を定期的に確認しております。

＜政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準＞
　当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、投資先企業の持続的な成長と当社および投資先企業の企業価値向上または企業価値を棄損しないことを基準として、議案ごとに株主として適切に議決権を行使することとしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
　当社は、会社および株主共同の利益を害することがないよう、またそうした懸念を起こすことのないよう努め、取締役および監査役は会社との間で法令に定める競合取引および利益相反取引を行う場合、必ず取締役会に承認を得ることとしております。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。加えて、当社および子会社と役員およびその近親者等との取引の有無について、毎年各役員を対象に調査を実施しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は経営理念として、「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を定めるとともに、経営理念に基づく経営計画を制定し、当社ホームページにおいて公表しております。
日本トランスシティグループ企業倫理要綱：http://www.trancy.co.jp/home/02kaisya/0201rinen/
経営計画：http://www.trancy.co.jp/home/02kaisya/0210keikaku/

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書1－1．基本的な考え方に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書2－1．取締役報酬関係「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
　取締役候補の指名につきましては、社内取締役候補は、経験・知識、業績を踏まえたうえで、的確な経営判断と指揮監督能力により、企業価値の向上を成し得る者であること、社外取締役候補は、独立性が高く、会社経営・法曹・会計・教育・行政等の分野で豊富な経験と高い見識を有する者であること等の観点から総合的に検討しております。なお、取締役候補は、社外取締役を構成員に含む指名・報酬委員会で審議し、指名・報酬委員会は審議した内容を取締役会に答申のうえ、取締役会で決定します。
　監査役候補の指名につきましては、社内監査役候補は、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる経験と知識を有する者であること、社外監査役候補は、監督機能を十分に発揮するため、独立性が高く、会社経営・法曹・会計・教育・行政等の分野で豊富な経験と高い見識を有する者であること等の観点から総合的に検討しております。なお、監査役候補は、監査役会にて同意を得たうえで、取締役会で決定いたします。

(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　当社は、取締役・監査役の各候補者および経歴等について、株主総会招集ご通知に記載しております。

【原則4－1　取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4－1－1】
　取締役会は、株主からの受託者責任を踏まえ、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行い、具体的に取締役会で決議する事項については、法令、定款のほか、取締役会規程において定めております。また、それ以外の事項についても、常務会規程、稟議規程等で具体的な事項・手続きを定め、その執行等により、取締役会は当該意思決定および業務執行を監督しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は東京証券取引所の定める独立性の要件を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役に指定しております。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4－11－1】
　取締役会は、様々な知識、経験、能力を有する者により構成することとしております。また、監督機能と企業価値向上機能を十分に発揮するとともに、社外の豊富な経験および見識を有する者の意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、独立性のある社外取締役を複数名選任することとしております。

【補充原則4－11－2】
　取締役・監査役の当社以外における役員等の兼任については、取締役としての善管注意義務・忠実義務ならびに監査役としての善管注意義務が履行可能な範囲に限定しております。また、重要な兼職の状況については、有価証券報告書および株主総会の招集ご通知において開示しております。

【原則4－14　取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4－14－2】
　当社は、取締役・監査役に対し、期待される責務、役割を適切に果たすために、次のとおり、必要な情報やトレーニングの機会の提供ならびにその費用の支援を行っております。
・就任時での当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得
・在任時での期待される責務、役割を十分に理解する機会の提供

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
・当社は、株主との信頼関係を醸成するために、株主総会において株主に十分な説明と質疑応答を行うとともに各議案に対する賛否状況を分析し、株主の意思を適切に経営に活かします。
・当社は株主総会の招集通知を株主総会開催日の3週間前までに発送するなど、株主が議決権行使にあたり、十分な検討期間を確保できるよう努めます。
・株主・投資家との対話促進の体制として、管理部門を管掌する取締役がIR活動を統括し、総務部・経理部・経営企画部がIR担当部署となり、株主・投資家への説明や証券取引所主催のIRイベントへの出展等の具体的な活動を実施します。これらの株主・投資家との対話を通じて収集した有用な意見、要望については、必要に応じ、経営会議や取締役会に報告・審議を行い、企業価値向上に繋げます。
・株主・投資家との対話に際しては、重要事実の管理について、社内規定の周知徹底を図り、未公表の重要事実に関する情報を有する場合には、内部情報管理に留意します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,233,000	6.30
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	4,000,000	5.96
東京海上日動火災保険株式会社	3,564,921	5.31
日本トランスシティ社員持株会	3,321,943	4.95
蒼栄会	3,319,105	4.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,843,450	4.23
株式会社百五銀行	2,683,000	4.00
株式会社三重銀行	2,668,000	3.97
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,848,000	2.75
ビービーエイチボストンフォーノムラジャパンスモーラーキャピタライゼイションファンド620065(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,624,000	2.42

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
豊田　長康	学者											
武内　彦司	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊田　長康	○	―――	豊田長康氏は長年にわたり大学学長を歴任するなど、人材教育等において豊富な経験・幅広い見識等を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。更に、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準のいずれにも該当せず、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
武内　彦司	○	―――	武内彦司氏は四日市市副市長を務めるなど、四日市市の要職を歴任し、行政分野における豊富な経験・幅広い見識等を有していることから、当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。更に、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準のいずれにも該当せず、独立性も確保されていることから、一般株主と利益相反のおそれがないと判

			断し、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、独立社外取締役からの適切な助言を得るため、取締役会の諮問委員会として社外取締役を構成員に含む指名・報酬委員会を設置し、取締役候補の指名ならびに取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的に意見や情報の交換を行い、監査役は必要に応じて監査に立ち会うなど、相互の連携を密にしております。
監査役と内部監査部門とは、常時、意見や情報の交換を行い、監査役は必要に応じて監査に立ち会うなど、相互の連携を密にしております。

会計監査人:有限責任あずさ監査法人(平成27年6月)
指定社員の氏名および継続監査年数(平成27年6月)
有限責任あずさ監査法人
山川　勝　1年
新家　徳子　2年

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須田　英一	他の会社の出身者							△						
綿貫　繁夫	弁護士													
伊藤　吾郎	他の会社の出身者										○			
永田　昭夫	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田　英一	○	―――	須田英一氏は長年にわたり財務・経理業務に関与した経験を有していることから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。更に、同氏は過去に株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の業務執行者でありましたが、退職後10年以上経過していることから、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
綿貫　繁夫	○	―――	綿貫繁夫氏は弁護士として専門的な知識・経験を有し企業法務にも精通していることから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。また、同氏は証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
伊藤　吾郎	○	伊藤吾郎氏は、現在、当社の取引先である伊藤製油株式会社代表取締役会長であります。なお、同社と当社との取引額は僅少であります。	伊藤吾郎氏は会社経営に長年関与し、経営者として高い見識と豊富な経験を有していることから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。なお、同氏は当社の取引先である伊藤製油株式会社の代表取締役会長でありますが、その取引額は僅少であり、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
永田　昭夫	○	―――	永田昭夫氏は公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、財務・会計にも精通してることから、的確な助言・監査をしていただけると判断しております。なお、同氏は過去に当社の会計監査人であるあずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）の代表社員でありましたが、同監査法人は当社から独立した立場で当社の会計監査を実施しており、また、当社の同監査法人に対する報酬額についても同監査法人の規模に比して少額であり、「多額の金銭その他の財産を得ている会計専門家」には該当しないため、独立性は確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

本報告書2－1．取締役報酬関係「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の平成27年３月期における取締役に対する報酬は、使用人兼務取締役の使用人分の給与を除き、総額2億7千万円（年額）です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、企業業績、中長期的な企業価値向上の貢献意欲向上等を勘案することを基本としており、当社における他の職員の報酬等および同業界の役職員の報酬等の水準も考慮しております。また、取締役の報酬体系は、企業業績を加味した役付毎の体系とし、業績向上と企業価値向上へのインセンティブとして役付毎に一定額以上を役員持株会に拠出し、当社株式取得に充当しており、現金報酬と自社株報酬との割合は適切に設定されております。なお、社外取締役については、定額報酬としております。
上記の取締役の報酬は、社外取締役を構成員に含む指名・報酬委員会で審議し、指名・報酬委員会は審議した内容を取締役会に答申のうえ、取締役会で決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社は、社外取締役および社外監査役に対し、取締役会および常務会の議案に対する説明などを通じて経営上の重要事項や業績等に関する定期報告を行い、各種重要会議における意見陳述のために必要な資料を提供しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

監査役設置会社として、下記の体制により、客観性や中立性は十分確保されていると判断していることから、現状の体制を採用しております。

・当社は、経営に関する機関として、株主総会、取締役会、監査役会のほか、常務会や経営計画委員会などを設置しております。
・当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役15名で構成され、月１回の定例開催と必要に応じた臨時開催により迅速かつ適正な意思決定を行っており、また、監査役5名は常時出席して意見陳述を行っております。
・常務会を原則として、月２回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を主な付議事項とし、協議しております。
・経営計画委員会を原則として、月２回開催し、中期経営計画を推進する上で重要な課題について協議しております。
・部店長会議を月１回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の営業報告等を行い、情報の共有化を図っております。
・関係会社経営会議を定期的に開催し、連結経営体制の強化を図っております。
・監査役会は、5名（うち、社外監査役４名）で構成され、原則として、月１回開催しております。監査役は重要会議（常務会、経営計画委員会、部店長会議など）に出席して意見陳述を行い、取締役の業務執行を常に監査しております。
・監査役は稟議事項の監査を含め、取締役および使用人の業務執行を常に監査しております。また、代表取締役、内部統制室、会計監査人との間で適宜、情報交換や意見交換を行い、問題点の指摘や是正を図っております。
・社外取締役を構成員に含む指名・報酬委員会を設置し、取締役候補の指名ならびに取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申しております。
・社長直轄組織である内部統制室を中心に業務遂行の適正化および内部監査機能の強化を図っております。
・会計監査人から決算書類等の監査を受け、また、定期的に監査報告会を開催して財務報告の信頼性確保に努めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、外部からの客観的・中立的な経営監督機能が重要であると考え、独立性を有する社外取締役2名、社外監査役4名を選任しております。また、社外監査役4名のうち1名は常勤監査役として日々経営監視にあたっております。
従いまして、経営の監視機能が有効に働く体制が整っており、客観性や中立性は十分確保されていると判断しているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミング（約3週間前）で発送するよう努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、企業活動への理解と信頼と適切な評価をもって当社の持続的な成長と企業価値の向上を目指すため、株主・投資家に対し、会社の財務内容や事業活動等の企業情報の適時適切な開示と、株主・投資家との対話の充実による双方向のコミュニケーションを促進します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、個人投資家向け説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	次のIR資料を当社ホームページ（投資家情報）に掲載しております。 決算短信、報告書、英文財務諸表 また、財務ハイライト、ニュース、株式情報、株式のお手続きなども掲載しており、適時適切な情報開示に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部に担当者を置いております。	
その他	名証IRエキスポに参加するなど、個人投資家とのコミュニケーションに努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社を取り巻くステークホルダー（利害関係者）への責任を果たすための行動ならびに、当社グループ会社およびその役員、従業員一人ひとりが取るべき行動を「行動規範」として定め、「企業理念」「行動指針」と併せて「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」として、グループ全体に浸透させております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任を果たし、より良い社会を実現するために積極的にCSR活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、法令および東京証券取引所が定める規則に従い、重要事実を開示するとともに、公平かつ適時・適切に非財務情報を含めた積極的な情報開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（基本方針）
当社は、取締役会を頂点とする各種委員会ならびに監査役会により内部統制システムを構築するとともに、社長直轄組織である内部統制室を中心に業務執行の適正化、内部監査機能の強化を図り、法令の遵守はもとより業務の有効性と効率性の確保に努めます。

（整備状況）
（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・「企業理念」、「行動指針」および「行動規範」を定めた「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を制定し、役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基盤とする。
・コンプライアンスに関する体制を整備し、コンプライアンスを確実に実施することを支援・指導する組織として、コンプライアンス規程に基づく社長直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、体制・施策等の充実を図るとともに、コンプライアンスに関する啓蒙・教育活動を行う。
・社内からの法令・企業倫理に関する相談・通報に対し、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、必要に応じてその調査と対応策を実施する。
・社長直轄の内部監査組織「内部統制室」により、使用人の職務執行が法令および定款に適合しているか、定期的に監査し、業務の評価・是正を行う。
・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けて、内部統制システムの構築を行う。

（2）取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程および文書保存規程において、情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、取締役はこれに従う。

（3）当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動に影響を及ぼすリスクを除去し、可能な限り被害を極小化するため、リスク管理委員会を設置し、委員会の下にはリスクに応じた各種委員会を設置する。リスク管理委員会はリスク管理委員会規程の定めにより、リスク管理推進の基本方針・施策の決定、緊急時における組織体制の構築、グループ社員への教育の実施、当社グループ内へ提供するリスク管理情報の決定等を行う。

（委員会の名称および対応すべきリスク）
◎リスク管理委員会　　事業活動に影響を及ぼすリスク全般
・コンプライアンス委員会　法令違反リスク
・品質マネジメント委員会　オペレーショナルリスク
・防災委員会　　自然災害リスク
・安全衛生委員会　　社員の安全衛生への対応
・情報セキュリティ委員会　情報リスク
・与信管理委員会　　債権回収リスク

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会規程に基づき取締役会を月１回以上開催する他、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次の事項を行う。
・常務会を原則として月２回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を主な付議事項とし協議する。
・経営計画委員会を原則として月２回開催し、中期経営計画を推進する上で重要な課題について協議する。
・予算委員会を定期的に開催し、予算案策定や予算の進捗管理を行う。
・海外事業委員会を原則として月１回開催し、海外の事業における重要課題について協議する。
・部店長会議を月１回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の営業報告等を行い情報の共有化を図る。
・取締役の職務の執行に際し、組織規程および職務権限規程に判断基準を定め、経営の効率性を図る。

（5）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の管理業務は関連事業部が行うものとし、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告は関連事業部および担当取締役が定期的に受ける。
・内部統制室による定期的な監査を実施し、子会社の業務の評価・是正を行う。
・子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理規程に基づき当社常務会で協議し承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して（関係会社経営会議に加え、テーマに応じ個別会議も開催）、子会社の業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応、リスク管理等についての意見交換や情報交換を行う。
・当社の取締役、監査役および使用人を子会社の取締役や監査役として派遣し、子会社の管理体制を強化する。また、グループ共通の会計システムの導入、子会社に対する間接業務の提供、資金調達の効率化のためのシステムの導入などにより、職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。
・「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」を子会社の役員および使用人に周知することで、法令遵守および社会倫理の遵守をグループ経営の基盤とする。

（6）監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の職務の補助をすべき使用人は置いていないが、今後、監査役からの要請があった場合、充分検討したうえで、同使用人を置くことを決定する。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役および監査役会は、監査役の職務の補助をすべき使用人を置いた場合、その補助の職務期間中は同使用人の指揮命令権を有し、取締役からの独立性を保持する。
・監査役の職務の補助をすべき使用人の人事異動等については、監査役および監査役会の同意を要する。

（8）当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役は、（4）および（5）にかかげる重要会議（取締役会、常務会、経営計画委員会、部店長会議、関係会社経営会議）に出席し、取締役、部支店長、子会社取締役の業務執行状況の報告を聴取する。
・監査役は、会計監査、業務監査を定期的に実施し、取締役および使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査上で発見した諸課題について、随時、取締役および使用人より、その業務執行状況の報告を求める。
・子会社の役員および使用人から監査役への報告は、直接行う方法のほか、内部統制室または関連事業部を通じて行う。

・監査役は、内部統制室と定期的な情報交換会を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受ける。
・監査役は、関連事業部と定期的な情報交換会を実施するとともに、子会社の状況について、報告を受ける。
・監査役は、子会社の監査役との間で、意見交換および情報交換を行う。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、法令・企業倫理に関する相談・通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「日本トランスシティグループ企業倫理要綱」および「コンプライアンス規程」において定め、相談・通報・報告した者を保護する。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用等について、会社に前払い等の請求をしたときは、監査役監査規程および役員旅費規程に基づき、当該費用または債務を処理する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役ならびに会計監査人との間で、定期的な協議を実施し、意見交換と情報の共有化を図る。

(12)反社会的勢力を排除するための体制
当社は、企業防衛の観点より、反社会的勢力との関係遮断を必要不可欠と考え、「反社会的勢力への対応マニュアル」を整備するなど、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある団体・個人による不当な要求等への対策の強化を図る。万が一、このような団体・個人が関わりをもってきたり、金銭等の要求をしてきたりした場合には、毅然とした態度をもって接し、組織的な対応により、不当な要求を断固として排除する。また、当社の意に反し、このような団体・個人と関わりをもってしまった場合には、社内関係部門および外部専門機関との協力体制により、速やかに関係解消に向け対応する体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の(整備状況)12に記載のとおり、反社会的勢力排除に向け必要な対応を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 経営に関する機関
当社は、株主総会、取締役会、監査役会のほか、常務会を原則として月2回、経営計画委員会を原則として月2回開催し、経営に関する重要事項および関係会社における重要事項を主な付議議題とし、協議しております。
また、部店長会議を月1回開催し、経営意思決定の即時伝達や各部店の状況報告などを行っております。
さらに、監査役は取締役会のほか、常務会、経営計画委員会、部店長会議にも出席し、意見陳述を行っております。
なお、重要事実の開示を担当する総務部が、取締役会、常務会、部店長会議の事務局を担当していることから、重要事実の情報が集約されております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
当社は、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を定め、法令および金融商品取引所規則に定められた会社情報の管理および開示体制などに関して、業務分担と責任部署を明確化しており、各責任部署における適切な業務体制を構築しております。

・決定事実または発生事実に関する情報
決定事実または発生事実については、原則として、総務部が関係部門(子会社を含む)と協議し、適時開示の要否を判断したうえで、取締役社長が適時開示の指示を行います。
さらに、常務会および取締役会の決議を経て、速やかに開示することとしております。
なお、発生事実に関する情報は、迅速な情報開示を行う目的で、発生次第、取締役社長の判断により、監査役等の助言を得ながら、速やかに開示し、その後の常務会・取締役会において付議・報告しております。

・決算に関する情報
決算に関する情報については、経理部が中心となり、内部統制のプロセスに基づき決算書類等を作成し、総務部が集約ならびに適時開示に係る適正性を検証したうえで、取締役社長が適時開示の指示を行います。
さらに、常務会および取締役会の決議を経て、速やかに開示することとしております。
なお、決算に関する情報は、会計監査人、監査役会による監査を実施しております。

・社内体制のチェック機能
当社は社長直轄の内部監査組織である内部統制室を設置し、業務遂行の適正化および内部監査機能の強化を図っております。
また、監査役は情報の正確性および適法性を全般的に精査するとともに適時開示に係る社内体制の適切性および有効性を検証しております。

・適時開示の方法
適時開示は、情報取扱責任者である総務部長が行うこととしております。
開示の方法としては、東京証券取引所のTDnet登録により行うとともに、当社ホームページにおいても速やかに掲載いたします。また、必要に応じ、東京証券取引所の記者クラブをはじめとする報道機関へ資料配布を行うこととしております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

